

法廷内のメモ行為

—法廷内メモ不許可国家賠償請求事件判決の分析—

大塚高正

一、はじめに

従来、法廷内における傍聴人のメモ行為（筆記行為）は一般的に禁止されてきた。例えば、東京地裁の法廷入口には「傍聴についての注意」の掲示がある。その中で「許可を受けないで撮影したり、メモを取つたり、録音・放送をしないこと」という一項がその他の注意事項とともに示されていた⁽¹⁾。法廷内での傍聴人がメモ行為は、このような「注意」や「心得」を根拠に原則的には禁止の状態にあつた。もつとも沿革的には傍聴人がメモを比較的自由に行えた時期もあつたが、近時はメモ採取が一部の報道機関を除き原則禁止となつていた。前記、東京地裁の「傍聴についての注意」にあるように傍聴人は許可を裁判長から得なければ、メモ行為はできなかつたのである。つまり、メモ採取に許可制が採られていた⁽²⁾。しかし、法廷内におけるメモ禁止の一項は「裁判所傍聴規則」、「刑事訴訟規則二二五条」、「民事訴訟規則二一条」にも明記されていることではない。結局、メモ行為の禁止は裁判長の有する法廷警察権あるいは訴訟指揮権により、「傍聴人についての注意」などを根拠にして行われてきたと言えよう。

これに対しても憲法二二条、同八二条などから法廷におけるメモ採取は自由であるべきであるとの主張が盛んに行わ

れていた。特に日弁連ではシンポジウムを開き、その内容を「自由と正義」に掲載した。それを全裁判官に送付して裁判官の意識を換起する運動も積極的に展開された。これは時期的には、いわゆるレペタ訴訟が東京地裁に起された後のことではあるが、このような運動は大きな反響を呼んだ。

本稿は、このレペタ訴訟（法廷内メモ不許可国家賠償請求事件）について検討を行うものである。最高裁は法廷におけるメモ採取について原則自由の判決を行つた（平成元年三月八日）。しかし、国家賠償については、それを認めず、上告は棄却された。この判決理由において前記のようにメモ採取の原則自由を打ち出したため、一般にレペタ訴訟は「形式敗訴、実質勝訴」と言われている。訴訟代理人の中のひとりである喜田村 洋一弁護士はこの点について法廷で「メモができないという実態があつて、それがこの大法廷判決が出ることによつて、実質的にできるようになつた」という意味で勝つたわけです。⁽³⁾ と実質勝訴を肯定した。マスコミの論調もほぼ、同様の態度を採つてゐる。例えば、「最高裁大法廷は、レペタ氏の請求は棄却した。しかし、賠償請求は裁判を起こす一つの手段に過ぎないから、結果として目的を達成した勝訴といつてよい。」（読売、平成元年三月九日）とする。最高裁の判決によつて法廷内におけるメモ行為は原則として自由であることが認められたわけであるから、その点ではレペタ氏の主張が通つたと言えよう。しかし、真に勝訴と言えるかどうか、疑問なところも多い。そこで、本稿としては前記、最高裁判所（矢口洪一裁判長）ばかりではなく、東京高裁判決（柳川俊一裁判長）、東京地裁判決（奥山興悦裁判長）を通じてレペタ氏が真に求めているものを探し、判決がそれに応じているかを検討する。それに先立つて、まず、レペタ訴訟の事実の概要を明らかにしておきたい。

米国ワシントン州弁護士ローレンス・レペタ氏は昭和五四年、「経済法特に日本及び米国の国際間の経済問題に対する法制度の研究」のために来日し、その成果を論文等にして発表した。その後、昭和五八年六月以降、約一ヶ月にわたり、「財団法人国際交流基金による奨学金」を受け、その特別研究員として再度、来日した。この間、レペタ氏は

日本の証券市場やそれにかかる法的規制問題の研究を続けた。その一環として東京地裁において証券会社の外務員である被告人加藤嵩に対する所得税法違反被告事件（いわゆる誠備事件）の公判の傍聴を続けた。レペタ氏の傍聴は昭和五九年八月三一日を除き、全公判期日にわたり、その間、七回、誠備事件を担当している東京地裁刑事二部に対し、傍聴につきメモを取ることの許可申請を行つた。しかし、いずれの場合も同部小瀬保郎裁判長から拒否の決定を受けた。その際には、拒否の理由も明らかにされなかつた。また、公判庭において直接、裁判長にメモの許可を求める発言を行つたこともあるが、それも制止されてしまつた。そこで、レペタ氏は国に対し、一三〇万円の国家賠償を請求したのが本件（レペタ訴訟）である。一審、二審さらに最高裁において棄却の判決を受け、国家賠償の請求は認められなかつた。しかし、前記のとおり、最高裁判決ではメモ原則自由という判断が示された。その意味では画期的なことであると言えるが、実質的に勝訴であつたかどうかについてはなお、検討の余地がある。特にレペタ氏側の求めていたものは何であつたかを中心に、主たる争点を洗い出してみることにしたい。それは「憲法二二条と知る権利」、「メモを取る権利」、「憲法八二条と傍聴権」、「刑事訴訟規則とメモ権」、「憲法一四条と報道機関」の諸点である。以下、それらの争点について具体的に検討を進めたい。

二、憲法二二条と知る権利

まず、東京地裁においてレペタ氏側（原告）が主張したのは法廷を傍聴する権利が、「知る権利」に含まれているものであるという点である。この主張は憲法二二条の表現の自由が「知る権利」を保障し、「知る権利」は法廷を傍聴する権利を含むという重層的構造を意味するものである。その根拠として「人」は他人との相互の自由なコミュニケーションの中で生きているということ、外部からの情報の伝達などによつて事実の認識、自己表現できることなどが述べられている。そして、「表現の自由は、情報を受ける権利（知る権利）を内包する基本的人権であり、憲法二二条は、す

べての人に対し、右のような知る権利を保障していると解すべきである」と言う。⁽⁴⁾ また、民主主義の実現という立場から国家機関の有する情報の公開の重要性を説き、裁判の公開による法廷の傍聴権が憲法二二条の「知る権利」に含まれるとも主張する。

レペタ氏側のこの「請求趣旨」に対して東京地裁は「判決理由」の中で「確かに、表現行為とは本質的にその受け手の存在を予定したものである上、十分な表現行為を行うとともに、公衆が国政に関与するにつき重要な意思決定を行うためには、その前提として様々な情報、判断資料を入手する必要があることは否定できないというべきであるから、情報を受ける自由、及び情報を収集する自由もまた憲法二二条の精神に照らし、その派生原理として、一定の限度の保障を受ける場合があると解すべきであろう。」と述べると共に、「このことは、裁判の公開についても例外ではなく、一般公衆に対し、裁判の内容につき認識する機会を与えることは、裁判の適正を図るためにならず、表現の自由を実質的に保障するものと考えられる。」⁽⁵⁾ という。

この原告（レペタ氏側）の「請求趣旨」と東京地裁判決理由の双方には極めて大きな食い違いが見られる。一方では既に明らかのように表現の自由には知る権利が含まれ、また、知る権利には傍聴権を含むと主張する。他方では、「情報を受ける自由、及び情報を収集する自由もまた憲法二二条に照らし、その派生原理として」と言い、殊更に権利であるという明言を避け、派生原理と位置づけている。しかも、それが基本的人権であるという認識は見られない。先の「請求趣旨」の求めていたことは実に権利としての「知る権利」であつた筈である。それが派生原理であるとされた理由を考慮してみる必要がある。

そこでは、「知る権利」をレペタ氏側がどのように考えているかがひとつ手掛りとなる。つまり、レペタ氏側のい「知る権利」とは「すべての人があらゆる手段により、とりわけ手書きその他自ら選択する方法により情報を受ける権利」であるという。この定義をそのまま受け入れるならば、その影響は極めて大きいと言わなければならぬ。

ここにいう「知る権利」をそのまま認めるならば、法廷内において写真撮影、テレビ中継、録音などあらゆる伝達の手段を認容しなければならないようになるおそれがある。そうなれば、裁判官の持つ法廷警察権あるいは法廷指揮権を危くするに違いない。派生原理としておけば、裁判官の裁量に委ねられることになる。尊重するか、あるいは尊重しないか、いずれにしても権利として認めない以上、裁判官の意向が優先する。こうした態度は最高裁も同様である。それはレペタ氏側の「知る権利」という権利請求に対し、判決理由では表現の自由からの「派生原理」であるとした論理構成であつた。そうしてみると、この点ではレペタ氏側の主張は採り入れられなかつたことになろう。

では、二審の東京高裁では、どのように取扱われたであろうか。この点を次に検討してみよう。まず、控訴代理人（レペタ氏側）の陳述においては最高裁（昭和五八年六月二二日）の大法廷判決を引用しながら、「知る権利」の意義を強調した。そして裁判を「知る権利」については「国民が裁判の内容を知り、さらに裁判内容を他の国民に伝達・採用することは、民主主義社会における情報の自由な伝達・交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめ、また、裁判という国政上最も重要な行為について、「国民がこれに関与するにつき重要な判断資料を提供するために必要なところである。」と主張する⁽⁶⁾。この主張は明らかに「知る権利」の存在を前提とするものである。

この主張に対して東京高裁の判決理由は一審判決よりも多少、レペタ氏側に沿つたものとなつていて。そこでは憲法二二条の「一切の表現の自由」の保障ということを前提にして、「情報を受領し、収集する自由も、基本的に保障されているというべきである。」と言う⁽⁷⁾。ここでも「知る権利」について明言を避けているが、「情報を受領し、収集する自由」とレペタ氏側の言う「知る権利」とでは内容的にも異なる。レペタ氏側が特に強調しているのは、情報の受領、収集、伝達等の方法や手段についての権利である。この点、単に情報の受領、収集の自由と考える判決理由との間には大きな隔たりがある。「知る権利」ともなれば、これら的方法、手段にも権利としての自由を認めなければならぬであろう。それを判決理由では意図的に避けたものと言わざるをえない。しかも、東京高裁の判決理由は「情報

を受領し、収集する自由」に制約を与えていた。つまり、この自由に枠をはめこみ、さらに限定しようとして法廷という特殊性を持ち出した。その限定というのは法廷が「多くの場合、双方当事者（刑事案件の場合は、検察官と被告人及び弁護人）の利害が先鋭に対立しているから、訴訟を公正かつ円滑に運営するためには適切な訴訟指揮をしなければならず、また証拠調べにおいても、調整や介入を必要とする場合が少くないのである。したがって、裁判所としては、法廷ができる限り当事者の弁論と証拠調べの施行に全神経を集中しうるような雰囲気に維持しておくことが望ましい。それ故、傍聴人に對して、訴訟運営の妨げとなる可能性のある行為や事項を、裁判所法七一条、刑事訴訟法二八八条二項に定める法廷警察権に基づき、予め一般的に禁止したうえ、訴訟の個別的な状況に応じて個々にその許否を決定するという法的扱いには十分な合理的な根拠が存在するといわなければならない。」⁽⁸⁾とする。

東京高裁のこの判断は法廷を主宰する裁判官の立場としては理解できるが、「法的扱いには十分な合理的な根拠が存在する」と速断している点、逆にその法的根拠は極めて乏しいと言わねばならないであろう。それは単に「望ましい」という裁判官としての希望に根拠を求めているからである。法廷内の秩序維持は確かに法廷警察権あるいは訴訟指揮権を有する裁判官が十分に留意しなければならないことは自明である。その上で法廷におけるメモ行為が一般的に禁止される客観的根拠を具体的に示すことができなければ、少くとも「十分な合理的な根拠」があるとは言い切れない筈である。この点は大きな疑問として残されていると言えよう。

では、最高裁で「知る権利」をどのように取扱つたであろうか。上告代理人（レペタ氏側）は一審の「請求趣旨」において強く主張した「知る権利」を改めて取上げ、その上告理由書で「原判決も認めているとおり、同項（憲法二条一項）が保障する表現の表現の自由には、表現し伝える自由のみならず表現行為を受ける自由、すなわち、情報を収集、受領する自由（知る権利）が含まれている。」とし、さらに「表現の自由は、情報を受ける権利、すなわち、知る権利を内包する基本的人権である。」と主張した。⁽⁹⁾そこでは「権利」としての自由であり、「知る権利」の承認を重ねて裁

判所に求めてい。その根拠としては「博多駅取材フィルム提出命令事件」（最高裁大法廷決定、昭和四四年一月二六日）、「未決拘禁者の新聞、図書等の閲覧制限に関する最高裁割決」（昭和五八年六月二二日）を取上げてある。

これに対して本件最高裁の判決理由では「憲法二二条一項の規定は、表現の自由を保障している。そうして、各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、それを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交通の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であつて、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、右規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導びかれるところである。」⁽¹⁰⁾ としている。この判断は本件一審の東京地裁判決と論理的には同旨のものである。レペタ氏側が基本的人権に含まれる「知る権利」を主張するのに対し、裁判所は「知る権利」を正面から認めることはせず、しかもその自由は派生原理として導かれると言うのである。この立場は「原理」としては尊重するということであるから、「弱い憲法的保障」というよりも、むしろ裁判所の意向により極めて左右されやすいもの、つまり、この自由を尊重するかどうかは實に当事者（ここでは裁判所）の裁量にかかわっている問題となる。

本件においてレペタ氏側が一貫して主張してきた基本的人権としての「知る権利」は、これまで見てきたように、いずれの裁判でも認められていないと言えよう。それは「メモの自由に対する憲法的保障は——弱い憲法的保障さえ——承認されるにいたつていない、と解すべきであろう。」と言えるのではないだろうか。⁽¹¹⁾ つまり、自由が単に派生原理として位置づけられているかぎり、憲法的保障には至らないと考えられるからである。

三、メモを取る権利

「知る権利」と「メモを取る権利」とは、密接な関係があるが、前述のように「知る権利」は具体的な権利としては

裁判所の承認を得られなかつたと言える。では、法廷において傍聴人が「メモを取る権利」について本件では、どのように取扱われたであろうか、一審から順次、検討していきたい。

まず、一審の東京地裁でレペタ氏側はその「請求趣旨」で次のような主張を行つた。それによると、「法廷を傍聴する権利は、法廷において公判手続につきメモを取る権利（以下、「メモ権」という）を含む。」という基本的態度を取つてゐる。そして、「表現の自由は單なる法廷公開にとどまらず、刑事裁判へのアクセス権をもち保障するものであり、その中には当然メモ権も含まれる。」と主張する。さらに国際人権規約B規約一九条二項の「口頭、手書き若しくは印刷刷」等を規定されていることを取上げ、法廷を傍聴する権利にメモ権は含まれるとする。⁽¹²⁾ もつと、そこではメモ権といえども無判約なものではなく、判断基準があるとして、本件東京地裁のメモ不許可の判決は「目的の欠如」、「要件の不存在」、「制限の程度の逸脱」等を挙げ、本決定に違憲、違法性があるとした。

これに対しても、その判決理由では「原告は、裁判を傍聴する権利はメモ権をも当然に含む旨主張するが、憲法二一条の趣旨に基づく裁判の内容を認識する自由は、憲法上、五官の作用により右内容を認識するための機会を付与することにより、必要かつ十分に充足されるものと解すべきである。」という前提に立つ。この前提の特色は要するに傍聴権は憲法上、五官作用により、その内容を認識するための機会を与えられれば十分だとする。つまり、法廷の様子を見るだけ、聞くだけの機会があれば足りると考える点にある。それだけで果して十分なのであろうか。そして、メモ行為について、「認識した内容の一部をその場でノート等に記録することにより、右認識内容を記憶し、のちにこれを表現する際の精度を高めるための補充行為というべきものであり、かつ、右行為自体が公正な裁判の運営に影響を及ぼす可能性を内在していることは後述のとおりであるから、右のような裁判内容を認識する際の補充行為までも当然に憲法上保障されているとは認めるることはできない。」と法廷におけるメモ行為を憲法上の保障ではない旨、これを否定した。⁽¹³⁾ また、国際人権規約B規約に定める「手書き」ということについても同様に「公正な裁判の運営に影響を及

ぼす可能性を内在している法廷におけるメモ行為までをも、直ちに、個別的に保障しているものと解することはできない。」と一蹴したのである。

これは実に奇妙な論理構成と言うほかにない。前提そのものが極めて論理性に欠けている。人間の認識作用を単に五官による認識だけとする点や、その機会を与えるだけで十分であることは、全く理解されえないであろう。また、メモ行為が認識の補充行為とすることにも疑問が残される。では東京高裁（控訴審）では、この問題がどのように扱われたか見ることにする。

東京高裁への控訴代理人（レペタ氏側）は一審の判決理由においてメモ行為が「表現する際の精神を高めるための補充行為にすぎない」としたことに対し、それは「メモをとる行為の本質を誤解したものである。」とした上で、「傍聴人は、裁判の内容を正確に認識するには、五官の作用だけでは不十分であるから、メモをとるのである。認識した内容を頭の中で整理し、その場でノート等に記録することにより、認識内容が正確に理解され、この結果、認識した情報を伝達・提供するための精度が保存されるのである。」とメモ行為の必要性を強調した。その上で、「傍聴人のメモの権利は、憲法二二条が保障する、裁判を知る権利に本来的に含まれるというべきである。」として、ここでも「知る権利」を主張し、この「知る権利」の中にメモ行為も権利として含まれるものであると述べた。そして、国際人権規約B規約一九条二項に定める「手書き」にはメモ行為も含まれると主張した。⁽¹⁴⁾

これに対して東京高裁の判決理由は「知り得た情報を後に一定の形式で表現する場合、単に記憶にのみ基づいてその情報を復元するよりは、その補助手段として、言語による情報そのもののみならず、それが発せられた情景や雰囲気までも、メモによつて保存されるなら、正確な認識及びその保存がなされ、これに基づいてより正確な表現行為をなしうるであろうことは容易に理解しうるところである。したがつて、メモをとることが、情報を受領し、収集する自由を保障する手段として必要とされる場合もありうべきである。」と言う。このように一審判決とは異なり、メモ

を取ることの必要性については理解を示している。ところが、次に法廷という「場」の特殊性を持ち出したため、論理の一貫性を欠くこととなつた。つまり、判決理由は「しかしながら、法廷は傍聴人に対して情報を提供する場である以前に、前示のような、双方当事者の真摯な弁論と証拠調べを通じて、裁判所が極めて重要な国家行為である裁判をする場であるから、訴訟の公正かつ円滑な運営に少しでも影響を及ぼすおそれがある限り、メモをとることが制限されることもあるのはやむを得ないところである。」と言い、さらに「法廷において傍聴人がメモをとることが法廷警察権によつてもこれを一般に禁止できないとか、許可申請があれば必ず許可しなければならないという程度にまで憲法二一条によつて保障されているということはできない。」とした。^[15]また、国際人権規約B規約一九条二項のメモをする自由も法廷警察権に服さなければならぬとした。このような論理構成は一見すると、当然のように思われがちである。しかし、レペタ氏側の求めているものは権利としてのメモ行為の承認である。つまり、メモ権の確立にほかならない。ところが、この判決理由ではメモの必要性については理解し、認めるかのようなことを言いつつ、実は法廷という特殊な場や状況に逃げ込んでメモ権は認められないと言つてゐるのである。この論理の曲折からは到底、メモ権を認めるだけの論理は展開される筈はない。これではレペタ氏側も、この判決理由に納得しかねるのは当然のことである。それでは最高裁においては、どのような展開があつたかを次に見ることにする。

最高裁への上告理由書（レペタ氏側）では、まず「知る権利の中でも統治機関が有する情報を知る権利は、特に重要である。」とした。次に民主政治のあり方を述べ、「裁判が、統治機関の行為の典型であることはいうまでもないから、憲法二一条で保障された『知る権利』が裁判に対しても及ぶことは明らかである。裁判の傍聴人は法廷の入口で『知る権利』を放棄させられないのであり、裁判という統治行為の重要性に鑑みれば、むしろ、他の場面にもまして、法廷においてこそ、『知る権利』の適用が強く要請されるべきである。」との主張を繰返した。その上で傍聴人のメモ権について「人にとって、物事を知り、伝え、意見を表明するために文字のメディアは不可欠であり、メモは、

人が物事を知り、伝え、表明する最も重要な手段である。したがつて、憲法二二条一項が保障する知る権利にはメモを採る権利が当然に含まれているものである。」という。さらに、国際人権規約B規約一九条二項の「手書き」はメモ行為も含む、とした。また、「認識」ということと、メモとの関係を論じて『情報のすべてを、メモを採らず五感の作用だけで傍受し、「長期記憶」（比較的長い時間にわたって多量の情報を蓄えておく記憶）に固定化することは極めて困難である。』などとして「知る権利」とメモ行為の必要性を強調した。¹⁶⁾

こうした上告理由に対しても最高裁は、その判決理由の中で、憲法二二条の表現の自由の趣旨、目的から、いわば派生原理として情報等に接し、これを攝取する自由を認めた。ここでもメモ権としては認められていて、「情報等に接し、これを攝取する自由は憲法二二条から導びかれる派生原理である」としか認めていない。そこで、この派生原理を、どのように法廷において取扱うかという問題となつてくる。この点、判決理由はメモ行為について、「さまざまな意見、知識、情報に接し、これを補助するものとしてなされる限り、筆記行為の自由は、憲法二二条一項の規定の精神に照らして尊重されるべきであるといわなければならぬ。」とし、原理尊重の線をここで打出した。そして、法廷においては「裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、傍聴人は法廷における裁判を見聞できるわけであるから、傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならない。」とした。¹⁷⁾ここで注目すべきは裁判の公開を制度の保障としたことであり、これは通説によつたものである。また、法廷においても筆記行為が妨げられてはならないとメモ行為を明確に認めた点は、実に大きな意義があると言える。レペタ氏側の主張するメモ権が基本的人権に含まれる権利ということは採らないながらも、憲法二二条から導かれる派生原理としての自由を法廷でも尊重すべきであるとの論理構成は大方の理解を得られるところであろう。

もつとも、判決理由でもメモ権としては認めていはず、あくまでも原理としての自由にすぎないと立場から法廷警

察権を強調している。つまり、「そのメモを取る行為がいささかでも法廷における公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げる場合には、それが制限又は禁止されるべきことは当然であるというべきである。」とクギをさしている。それでも従来、法廷においてメモ行為が一般的に禁止されていたことを考えると、正に画期的判断であり、メモ行為の原則自由を認めたものと評価できる。しかし、レペタ氏側の主張するメモ権を承認するまでには到底、至つていなことにも注意を払う必要があろう。

法廷におけるメモ行為が前述のような論理構成のもとに原則自由となつた。法廷入口附近に掲示されている「傍聴についての注意」の中で、「メモを取つたり」の部分が削除された。この意味ではレペタ氏側の意図したことが実質的に獲得されたと言つてよいであろう。しかし、最高裁のこの判断に対し四ツ谷巖裁判官の「意見」に注目しなければならない。この「意見」はいわゆる、現場の裁判官の意見を代表しているようにも受け取れる。それによると、四ツ谷裁判官は法廷のあるべき姿を重視して、「最も配慮されなければならないことは、法廷を真実が現れ易い場にしておくことである」とし、幾つかの危惧はまず、傍聴人がメモを取つていた場合に「証人や被告人き微妙な心理的影響を与え、真実を述べることを躊躇させるおそれなしとしない」こと。傍聴人のメモが領布され、それが不正確なものであり、疑惑を招くようなことがあつても防止できないこと。この弊害を招かないため司法記者クラブ所属の報道機関の記者にのみ、メモをとることを許容するなどの意見を述べた上で、「各法廷においてあらかじめ一般的に傍聴人がメモを取ることを禁止し、申出をまつて裁判長の裁量により個別的にその許否を決するのが相当である」と述べている⁽¹⁸⁾。

また、心理的影響とは異なる立場を明らかにしたのは、船田三雄氏（東京高裁判事）である。船田氏は「実際の法廷において、傍聴人のとるメモは、訴訟関係人に心理的影響を与えることは否定しがたいところであろう。ただ、この心理的影響は、裁判が公開されることに伴う心然的なものであるとする見解が多い。しかしながら、裁判公開に伴

う必然的な心理的影響は避けられないとしても、それは、訴訟関係人、殊に証人、被告人等が、公開されているために虚偽は述べ難いとする、真実発見にとつてプラスの影響がある点はともかくとして、多くは過度の畏縮、あるいは過剰の演技等、真実発見のためにはマイナスの影響が考えられるのである。そうであれば、その心理的影響はやむを得ない最少限にとどめるべきであつて⁽¹⁹⁾とした。そして、報道機関のメモは「殆んど論じるに足りない程と思われる。」との考え方を示している。その上で最高裁判所は法律審であり、その他の裁判所は事実審であるという違いはあるが、結局、法廷におけるメモ行為は訴訟関係人への心理的影響という観点から、原則禁止をし、事情によつては許可をすることが最も適当であるというのである。

また、最高裁の判決理由で傍聴人のメモ行為が「公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げることは通常はありえない」とするのに対し、これは「仮説（経験則の意味か）」であるとして疑問を投げかけている。そして、「法廷における証人尋問あるいは被告人尋問の際に、傍聴席において、無言のままメモをとり続ける一般傍聴人の姿は、やはり証人、被告人に對し心理的影響を与えるとみるのが経験則といふべきであろう。」⁽²⁰⁾といふ。船田氏の場合、その論理構成の基礎は法益の比較衡量である。傍聴人のメモ行為と証人あるいは被告人に対する心理的影響とを比較衡量したうえ、その影響は公正かつ円滑な裁判を害するおそれがあると考えている。それゆえ、法廷警察権をもつ裁判官はメモ行為を一般的に禁止し、許可制にすることが妥当であるとするのである。しかし、本来、メモ行為の自由と心理的影響とは次元の異なるものであり、単純に比較衡量することはできない問題である。心理的影響という曖昧なるものをもつてメモ行為を否定するのは、かえつて疑問が残される。法廷警察権あるいは訴訟指揮権といえども、万能ではなく、ある与件の下に行使されなければならない。

最高裁の多数意見は法廷内におけるメモ行為の原則自由を認めたが、レペタ氏側の要求するメモ権は、これを肯定しなかつた。そして、法廷警察権を強調し、その下に裁判が公正かつ円滑に行われるべきであるとしたのである。そ

の範囲でメモ行為も許されるわけであつて、心理的影響を重視し、すべての法廷において傍聴人のメモ行為を禁止することは明確な根拠を欠くと言わねばならない。最高裁の多数意見が示した傍聴人のメモ行為原則自由は、裁判官の法廷警察権との関係においてメモ行為を権利としてではなく、単に認めるということのぎりぎりの選択であつたと言えるであろう。このことはレペタ氏側にとってはなお、勝利を獲得したことにはなつていないのである。

四、憲法八二条と傍聴権

裁判の傍聴について一審（東京地裁）におけるレペタ氏側（原告）の「請求趣旨」は、「法廷を傍聴する権利は、憲法八二条によつて保障される。」と主張し、その根拠を次のように述べている。即ち、「憲法八二条は、裁判の対審及び判決を公開の法廷で行うことにより密室裁判を防止しようとする单なる制度的保障にとどまらず、法廷を傍聴する権利を国民の権利として規定したものと解すべきである。」とした。⁽²¹⁾ここでの争点のポイントは憲法八二条にもとづく裁判の公開が傍聴権を含むかどうかである。レペタ氏側の求めているものは、ここでは「権利」としての傍聴権の承認である。

これに対しても一審の判決理由では、「憲法八二条に規定された裁判の公開とは、その立法趣旨や条文の位置、文言に照らしても、裁判の対審及び判決については、不特定かつ相当数の者が自由に裁判を傍聴し得る状態において行わなければならぬ旨をその内容をする制度的保障にすぎず、その結果、裁判の傍聴を希望する者が法廷の物理的設備の許す限度において、自由に法廷に出入りして自ら直接法廷で行われている手続を見聞することが許されるのは、少くとも憲法八二条との関係では、制度的保障の効果に基づく反射的な利益を享受しているにすぎないと言わざるを得ないから、結局、右憲法八二条を個々具体的な私権の発生原因とすることはできないと解すべきである。」とした。⁽²²⁾そして憲法八二条によつて傍聴権やメモ権を求める原告の主張は失当であるという。

レペタ氏側は憲法八二条の裁判の公開とはそれを制度的に保障したばかりではなく、傍聴権も権利として規定していると解するのに對して、この判決理由はそれは制度的保障にすぎず、法廷で傍聴できるのは「制度的保障の効果に基づく反射的利益」であつて、権利としては認められないとの立場である。憲法八二条の裁判の公開を制度的保障であるとするのは通説に従つたまでであるが、ここできらに問題となるのは制度的保障に伴う「権利」として傍聴を認めるか、それとも、「反射的利益」にすぎないとするかである。制度といえども決して独立し、他の制度、権利、機能などと無関係に存在が認められているわけではない。裁判公開制度の目的から考察するならば、この制度の反射的利益にすぎないとは言えないであろう。では、控訴審では、どのように争われたであろうか。次に、それを検討しよう。

東京高裁ではまず、控訴代理人（レペタ氏側）の陳述は、「憲法八二条は、裁判の公開を保障することによつて、裁判が公正に行なわれ、訴訟する当事者の人権が守られることを確保しようとするものであるが、同条の目的はそれに止まらない。裁判は国の主要な統治行為であり、国民主権の原理の下では、裁判は国民の不斷の監視にさらされなければならず、国民は主権者として、裁判を監視する権利を有するというべきである。」として、裁判を監視する国民の権利としての傍聴権を主張した。⁽²³⁾

これに対する東京高裁の判決理由は憲法八二条および三四条を挙げ、「これらの規定は歴史的な產物であつて、過去における密室裁判を排除し、司法に対する国民の関心と信頼を高めるために、必要な憲法的原理として導入されたものである。それ故、憲法八二条にいう裁判の公開は、国民一般に対してその手続が行われている場所、即ち法廷において裁判を傍聴し得ることを意味すると解すべきである。したがつて、この利益以上に、傍聴人が法廷においてメモをとる権利を有するかどうかは、憲法八二条自体の関知するところではない。」とした。⁽²⁴⁾これは実に奇妙な論理であつて、これではレペタ氏側の納得をえられる筈はない。それは傍聴権もまた、歴史的產物であると言えるし、憲法八二条にもどづいて傍聴権が認められるかどうかについては、多くの学説が肯定しているところもある。これは一審の

判決理由でいう「反射的利益」よりも後退した見解である。それでは、最高裁での審理状況はどうであつたかを次に見たい。

この問題について最高裁での上告理由書（レペタ側）では、前記の点が憲法八二条の解釈を誤つたものであるとし、憲法八二条の「裁判の公開」は、「傍聴人に傍聴の自由を保障しており、この傍聴の自由とは、法廷で生起する一切の出来事を、見聞きし、知る自由であつてメモを採取する自由をも当然に含むものと解されなければならないからである。」と改めて傍聴権を主張した。⁽²⁵⁾ その根拠に学説等を挙げ、傍聴権の存在を承認せしめるための論理展開を詳細にわかつて行つてている。

この上告理由に対する最高裁の判決理由では、「裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、傍聴人は法廷における裁判を見聞することができる所以あるから、傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その裁判を認識、^(記憶)するためになされているものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならない」というべきである。⁽²⁶⁾ とした。

この判断を見ると、通説と同様に「裁判の公開」が制度的保障であるという立場を採つてゐる。そして、制度的保障に伴い、傍聴することができるのであるから、メモを取ることを尊重すべきであるとの論旨である。しかし、ここでは傍聴権からメモ権を導びくことはせず、また、権利としての傍聴も認めてはいらない。つまり、傍聴権を認めるまでは至つていないのである。「裁判の公開」が制度的保障であり、それに伴うものとして裁判を傍聴できるとしたことに対して、四ツ谷巖裁判官の「意見」は「憲法八二条一項の規定の趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、」とし、さらに「各人に裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認めたものではない」という本件の最高裁多数意見に賛同する。その上で「各法廷を物的に傍聴可能な状態とし、不特定の者に対して傍聴のための入廷を許容し、その者がいわゆる五官の作用によつて、裁判を見聞することを妨げないことをもつて足りるものといわなければならぬ。」⁽²⁷⁾ という。この意見は明らかに憲法八二条の「裁判の公開」を

制度的保障とみなし、単に傍聴できればことたりるとの考え方である。

また、船田三郎氏も同様に「憲法八二条による裁判公開の保障は、それ自体としては、一般国民に具体的に裁判の公開を求める権利を認めたとは理解しがたいし、また直接公開のみならず一般公開を求める権利を認めたとも解しがたく、やはり制度的保障にすぎないと解すべきであろう。」として、制度的保障に伴う権利、原理あるいは機能等に理解を示していない⁽²⁸⁾。少くとも、最高裁多数意見では根拠は明確であるとは言えないながら、制度的保障に伴う権利あるいは機能に若干の理解を示し、「尊重すべきである」との態度を採っているのである。では、その権利なり、機能なりの根拠をどこに求めるか。この点が明確にされていない本件最高裁の多数意見の抱える弱点のひとつである。学説的には奥平康弘教授の「掛け合わせ論」（あるいは寄せ集め論）が知られている。簡単に言つてしまえば、憲法八二条と憲法二一条とを掛け合わせると、そこからアクセス権が形成されると説くものである。つまり、裁判を傍聴したりする権利がでてくると解するのである。この説に対し前記、船田氏も疑問を呈しているし、また、江橋崇氏（法政大教授）も「憲法八二条と二一条を寄せ合わせることにして、何が生ずるのでしょうか。」と語っている⁽²⁹⁾。制度的保障に伴う原理、原則あるいは機能を権利として承認されるための根拠を学説にも十分、確立される必要があろう。

五、刑事訴訟規則とメモ権

刑事訴訟規則二一五条には「写真撮影、録音、放送」を記し、メモを挙げていない。これらを行うには許可が必要だが、メモ行為は本規則で定められていない以上、自由であると解する立場がある。東京地裁（一審）における原告（レペタ氏側）の「請求の趣旨」も、この線に沿つたものである。つまり、「一読して明らかなどおり、前記制限の対象の中にはメモは含まれておらず、最高裁規則は、原則どおりメモを自由としているものと解される。このことは、刑事訴訟規則の後に制定された民事訴訟規則（昭和三一年六月一日施行）と比較すれ

ば、より明瞭である。民事訴訟規則二一条は、『写真撮影、速記、録音、放送を裁判長の許可にからしめているが、ここで追加されているのは「速記」のみであるから、発言の内容を逐語的に記録しないメモは意図的に制限の対象から外されていると解するほかはない。』として、メモ禁止が実定法上も根拠がないと主張した。⁽³⁰⁾

これに対しても東京地裁の判決理由は、まず法廷警察権を強調し、その上で「刑事訴訟規則二一五条に定められた写真撮影等の行為以外の行為は一切自由にこれをなし得ると解すべきではなく、右行為のうち、裁判所の審理を妨げ若しくは審理に支障を生じ、又は法廷の威信若しくは静穏を害するおそれのある行為については、裁判長の法廷警察権による制限に服するものと解すべきである。」とした。そして、メモ行為は補充行為であつて訴訟関係人に心理的動搖を与えるおそれがあり、公正、円滑な審理を妨げるおそれがないとは言えないという。これはメモ行為の一般禁止の立場を示したものである。刑事訴訟規則二一五条に関しては、「同条に掲げる写真撮影等の行為については法廷の秩序維持の見地から特に裁判所の許可を必要とする旨を注意的に定めたものにすぎず、したがつて、同条が前述の法廷警察権による制約を否定する趣旨ではないことは明らかである。」と原告側の主張を排した⁽³¹⁾。原告側の主張は刑事訴訟規則等に「メモ」が含まれていない点を追究しているのであり、法廷警察権を無視しているわけでもない。一審の判決理由は刑事訴訟規則二一五条の写真撮影等は「注意的に定められたものにすぎず、」と逃げてしまつて十分に応じた論理展開がなされていない。では、二審において、この問題はどのように考えられたであろうか。

二審（東京高裁）での控訴上告人（レペタ氏側）の陳述は、法廷警察権は裁判長に法廷秩序維持のための必要な措置を執ることができるように授権されたものであり、裁判所法七一条や刑事訴訟法二八八条二項はメモを禁止することを定めたものではないと反論した。そして、「刑事訴訟規則二一五条が、裁判所の許可を得なければならぬとした行為の中から、メモを意図的に除外していることからすれば、メモは実定法上一般的に許容されているものというべきである。」と一審の「請求の趣旨」と同様の主張をここでも繰り返した⁽³²⁾。

これに対する東京高裁の判決理由は、裁判長は法廷警察権を有し、「訴訟運営の妨げとなる可能性のある行為や事実を、予め一般的に禁止することができるものであるから、前記刑事訴訟規則及び民事訴訟規則において掲記されている各行為は、訴訟運営の妨げとなる蓋然性の高い行為を例示的に例挙したにすぎず、これ以外の行為は、すべて法廷警察権の制限に服さず、自由になしいうるものと解すべきではない。」とした。⁽³³⁾ここでは刑事訴訟規則等の定める事項が「例示的に例挙したにすぎない」とされたことには疑問である。これでは法廷警察権の濫用を許すことにもなりかねない。特に刑事上の規則では例示的なものと解釈をすることは慎しまなければならない筈である。法廷警察権といえども、その例外ではない。最高裁では、この問題にどう対応したであろうか。

最高裁での上告理由では、前記の法廷警察権による裁判長の裁量にも一定の限界があるとして、例示的に例挙したとの判断の矛盾を突いた。そして、「裁判所は、裁判長の裁量処分についても、憲法、条理あるいは法秩序全体から演繹される右のような行政裁量に関する司法審査の判断基準全体に準じてこれを考察し、当該処分がいざれかの理由により裁量の限界を超えたと判断される場合には、これを違法と判断しなければならない。」⁽³⁴⁾とし、本件メモ禁止処分は違法であると主張した。

これに対する最高裁判決理由は、メモ行為が傍聴人によつて一斉に行われるようなデモストレーションは論外としても、「メモを取る行為そのものが、審理、裁判の場にふさわしくない雰囲気を醸し出したり、証人、被告人に不当な心理的圧迫などの影響を及ぼしたりすることがあり、ひいては公正かつ円滑な訴訟の運営が妨げられるおそれが生ずる場合があり得る」としながらも、「傍聴人のメモを取る行為が公正かつ円滑な訴訟の運営の妨げに至ることは、通常はありえないのであって、特段の事情のない限り、これを傍聴人の自由に任せるべきであり、それが憲法二一条一項の規定の精神に合致するものということができる。」⁽³⁵⁾と判断した。しかし、一方では法廷警察権によりメモ行為の禁止措置が取れることを次のように強調した。「裁判長は、傍聴人のメモを取る行為といえども、公正かつ円滑な訴訟の運

嘗の妨げとなるおそれがある場合は、この権限に基づいて、当然これを禁止又は規制する措置を執ることができるものと解するのが相当であるから、実定法上、法廷において傍聴人に對してメモを取る行為を禁止する根拠となる規定が存在しないということはできない。」とした。また、人権規約一九条にも、このことは何ら反しないという。³⁶

上告理由で主張された点つまり、刑事訴訟規則等に「メモ」の文言が意図的に挿入されていないから、メモは自由であるべきであるとのことに対し、最高裁の判決理由は法廷警察権により禁止又は規制の措置ができるので実定法上は裁判所法七一条、刑訴法二八八条二項が根拠となりうると判断したのである。このように最高裁は一応、訴訟の運営上、妨げとならないかぎり、憲法二一条一項の精神からメモ行為を自由にすべきだとしながらもなお、法廷における傍聴人のメモ権を権利としては未承認であるとの判断に立つものと解することができる。

六、憲法一四条と報道機関

レペタ氏は七回にわたって、法廷でメモを取る許可を裁判長に求めたが、いずれも認められなかつた。一方、東京地方裁判所司法記者クラブ所属の報道機関は割当てられた傍聴席でメモを取ることを許されていた。これは憲法一四条に定める法の下の平等に反することではないかといふのが、一審（東京地裁）における「請求の趣旨」である。そして、それには「報道機関にのみ特権を与えることは、必然的に報道機関の定義等の問題を生み出すとともに、報道機関にとつても国家から特権を与えられることによつて腐敗が生じる可能性があり、好ましいことではない。」と主張した³⁷。

この主張に対しても東京地裁の判決理由は「一般に報道機関による裁判に関する報道については、国民一般の裁判の内容を認識する自由に奉仕するものとして一定の尊重を受ける必要があることから、本件においても、右のような意味での報道の自由及び報道の公共性を優先させて、司法記者クラブ所属の報道機関には、法廷を傍聴するに際してメ

モを取ることを許したものと考えられる。」とした上で、「当該裁判長が違法または不当な目的をもつて恣意的な判断をするなど、裁量権を逸脱、濫用したことを窺わせる証拠は何ら存在しない。」と判断した⁽³⁸⁾。ここでも奇妙な論理が横行している。報道機関を優先させるといつても、この場合、傍聴人は全くメモを許されないゼロの状態である。これでは優先ではなく、いわば特権である。この判決理由は法の下の平等の何たるかに十分、応えていないと言わざるをえない。当然、二審ではこの点が突かれることになった。

控訴代理人（レペタ氏側）の陳述は「法廷でメモができるか否かは、その利益不利益の点で非常に大きな差をもたらすから、報道機関にのみメモをとることを許可して、一般傍聴人にメモを認めないのは重大な差別である。」と反論し、次いで「当該法廷において、報道機関によるメモは公正かつ円滑な審理の妨げになるという具体的的事実はない。」と迫った⁽³⁹⁾。

これに対する東京高裁（二審）の判決理由は、「報道機関は、憲法二一条により、表現の自由から派生した報道の自由を有しており、また、憲法八二条に定める裁判公開の原則が、国民に裁判を知る機会を得させるという要請から生じたものである点を考慮すると、報道機関が裁判を傍聴した結果を正確に報道して、その内容を国民に伝達することは、公共性の高い重要な意義を有するというべきである。したがって、当該裁判所が前記記者に対し、報道の内容の正確性を期するため、メモをとることを許可したことは適切な処置であつたといわなければならぬ。」という。一方、控訴人に対しては「メモをとることは、直接には控訴人が専攻する証券取引に関する法制の研究のために利用しようというのであつてもとより研究の重要性については当裁判所の判定する限りではないが、その研究成果の発表を待望している国民が、前記記者の報道に关心を寄せる国民より少数にすぎないことは、自ずから明らかである。」として公共性の問題を人々の数の問題として取扱っている。報道機関と傍聴人のメモに対して数が多いから公共性があり、法の下の平等にも反しないのであるとする、この判決理由は問題の視点が全く理解されていない。このような欠陥のあ

る論理構成では到底、国民に理解されないであろう。では、最高裁では、この問題をどのように取扱つたであろうか。

上告理由では東京地裁の司法記者クラブ加盟以外の新聞社、雑誌社などについては優先的な傍聴席もないこと、したがつてメモも一律禁止とされたことを挙げ、上告人は「メモを許された場合と比して、傍聴した内容を正確に認識。保存することを妨げられたことは明らかであるから、上告人に対するメモ採取不許可の処分は、憲法一四条の意味における差別的取扱いにあたる。」⁽⁴¹⁾と主張した。そのほか、原判決の「公共性」論の誤りなどを挙げた。

これに対する最高裁の判決理由は裁判の報道の重要性から、司法記者クラブ所属の報道機関の記者にのみメモを取ることを許可しても合理性を欠く措置ではないとした。しかしながら、「本件裁判長が法廷警察権に基づき傍聴人に対してあらかじめ一般的にメモを取ることを禁止した上、上告人に対しこれを許可しなかつた措置（以下「本件措置」という）は、これを妥当なものとして積極的に肯認し得る事由を見出しができない。」⁽⁴²⁾とし、「本件措置は、合理的根拠を欠いた法廷警察権の行使であるというべきである。」と述べ、さらに「裁判所としては、今日において、傍聴人のメモを取る行為に対して配慮することが要請されていることを認めなければならない。」⁽⁴²⁾という判断を示した。この判決理由では一方で報道機関に法廷でメモを取ることを許可したのは合理的であるといい、他方では傍聴人にメモの許可をしなかつたのは合理的根拠を欠く法廷警察権の行使であるといい、このような論理構成は法廷におけるメモというひとつの行為を単に視角を変えて、その側面だけを把らえての判断であり、決して憲法一四条の法の下の平等に正面から取組んだものではない。非常に曖昧さの残る論理の展開であると言えよう。

七、おわりに

これまで見てきたものの中で、レペタ氏側が求めていたものは何であったか。それは「知る権利」であり、「メモ権」であり、「傍聴権」であった。それにもかかわらず、「知る権利」は憲法二二条に内包する権利であるとの承認を裁判

所は与えていない。裁判所では憲法二一条の派生原理としては認めているが、派生原理は決して国民の権利までに至つてはいない。特に法廷警察権との絡みでいうならば、それを有する裁判官の一存に委ねられているといつても過言ではない。つまり、派生原理を尊重するか否かは実に裁判官の意向にかかっているのである。「権利」としての「知る権利」を求めたレペタ氏側の主張はいずれの判決理由を通して認められなかつたと言える。

また、「メモ権」についても、傍聴人のメモ行為は最高裁に至りようやく原則自由の判断が出てくるに及んだが、法廷警察権の壁を破ることはできず、ただ憲法二一条の精神に照らして尊重されるべきであるとされた。ここでもメモ行為は明確に権利としては承認されず、派生原理としての情報収集の自由としか認められなかつた。しかし、国際的に見ても法廷におけるメモ行為を禁止している国々は極めて少数であり、「開かれた司法」を指向しなければならないという最高裁の態度は無理やりに双方ともに傷のつかない論理構成にならざるをえなかつたようである。そのため、論理的には極めて最高裁らしくないやり方ではあつたが、傍聴人のメモ行為を原則として自由であるという一線を打出すことができた。これは極めて画期的なことではあるが、レペタ氏側にもつては「権利」としてのメモ権を承認されなかつたという点では不満が残るに違ひない。

さらに、レペタ氏側の主張した「傍聴権」であるが、憲法八二条の「裁判の公開」については制度的保障であるとの従来の考え方から脱却することができず、制度的保障に伴う権利や原理に十分な理解を得ることがなかつたと言える。この点、単に「尊重すべきである」ということだけで終るのではなく、一步進めて制度的保障に伴う権利や原理等についても十分な論究が必要ではなかつたかと考える。いずれにしても、レペタ氏側の主張は十分に受け入れられたとは言い難いのである。確かに、本件最高裁判決により、法廷警察権を前提にしながらも傍聴人のメモ行為は自由化された。この点だけを見るならば、上告棄却にもかかわらず、勝訴であるとも言える。つまり、「形式敗訴・実質勝訴」と考えてもよいという立場である。しかしながら、レペタ氏側の主張した権利は前記のとおり、いずれも承認さ

れなかつたことを考えると、一概に実質勝訴とは言えないのでなかろうか。特に下級審においては完敗であつたし、最高裁での唯一の救いは傍聴人のメモ行為の尊重だけである。各審の主張や判断を詳細に見ていくと、レペタ氏側は勝つていなかることを痛感させられる。

近来、法廷の写真撮影が極めて厳しい制限つきながら、認められるようになってきた。そして、さらに傍聴人のメモ行為の原則自由と、次第に閉鎖的と言われる司法の壁にも穴があいてくるようになつた。「開かれた司法」が望まれている今日、その過渡期の判決としては論理的には幾多の問題はあるにせよ、最高裁の本件での判断は評価されてよいのではないかと考えるのである。

注

- (1) 大久保史郎「法廷傍聴メモと裁判の公開・知る権利」法学教室、一九八九年七月号、一一頁。
- (2) 前掲、大久保、七頁。
- (3) 喜田村洋一、佐木隆三、江橋崇「法廷傍聴メモ判決をめぐつて」ジュリスト、一九八九年六月一五日号、一九頁。
- (4) 判例時報「法廷内メモ不許可国家賠償請求事件第一審判決」、昭和六二年四月一一日号（No一二二二）、二九頁。
- (5) 前掲、判例時報（No一二二二）、三三頁。
- (6) 判例時報「法廷力メモ不許可国家賠償請求事件控訴審判決」、昭和六三年三月二一日号（No一二六二）、三一頁。
- (7) 前掲、判例時報（No一二六二）、三三頁。
- (8) 前掲、判例時報（No一二六二）三三頁。
- (9) 判例時報「法廷内メモ不許可国家賠償請求事件上告審判決」、平成元年三月二一日号（No一二九九）、四三頁。
- (10) 前掲、判例時報（No一二九九）、四三頁。
- (11) 内野正幸「法廷メモ訴訟最高裁判決」ジュリスト、一九八九年六月一五日号、三七頁。
- (12) 前掲、判例時報（No一二二二）、三〇頁。

前掲、判例時報（No.一三二二）、三三頁。
前掲、判例時報（No.一二六二）、三一頁以下。
前掲、判例時報（No.一二九九）、四八〇四九頁。
前掲、判例時報（No.一二九九）、四三頁以下。
前掲、判例時報（No.一二九九）、四六頁。

船田三雄「裁判の公開、知る権利と公正な裁判の実現」下、判例時報、平成元年一〇月二一日号（No.一三一〇）、八頁。

前掲、船田、一一〇一二頁。
前掲、判例時報（No.一二二二）、三一頁。
前掲、判例時報（No.一二二二）、三三頁～三四頁。
前掲、判例時報（No.一二六二）、三二頁。
前掲、判例時報（No.一二六二）、三三頁。
前掲、判例時報（No.一二二九）、五二頁。
前掲、判例時報（No.一二二九）、四三頁。
前掲、判例時報（No.一二二九）、四五頁。
前掲、喜田村、佐木、江橋、一二三頁。
前掲、判例時報（No.一二二二）、三一頁。
前掲、判例時報（No.一二二二）、三四頁。
前掲、判例時報（No.一二六二）、三二頁。
前掲、判例時報（No.一二六二）、三四頁。
前掲、判例時報（No.一二六二）、五六〇五七頁。

(42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35)

前掲、判例時報(一二九九)、四三頁。
前掲、判例時報(一二九九)、四四頁。
前掲、判例時報(一三三三)、三一頁。
前掲、判例時報(一二六三)、三四頁。
前掲、判例時報(一二六二)、三二頁。
前掲、判例時報(一二九九)、三四頁。
前掲、判例時報(一二九九)、五四頁。
前掲、判例時報(一二九九)、四五頁。